

開発事業に係る手続フロー



手続フロー①から⑦の説明

① 大規模開発事業に係る事前相談(第 24 条)

- ・④の開発事業申請書の提出の3か月前までに、大規模事業相談書を提出します。
- ・提出図書及び部数：大規模事業相談書、付近見取図、土地利用計画書、平面図、立面図及び日影図（日影図は中高層建築物に限る）等を各17部（規則第17条）

② 標識設置届(第 22 条)

- ・開発事業区域の見やすい場所に標識を設置したときは、速やかに標識設置届を提出します。
- ・提出図書及び部数：標識設置届、写真（標識の遠景及び近景）、付近見取図、近隣関係者への説明に係る図書※1、日影図（中高層建築物の場合）を各1部（規則第14条）
※1：開発事業の概要、土地利用計画図、工期や工法及び作業方法など規則第15条に規定するもの

③ 近隣関係者等への説明(第 23 条)

- ・①大規模開発事業及び②葬祭場等については、近隣関係者を対象とした説明会の開催、標識を設置した日の翌日から14日以内に開発事業者に対して文書により説明を求めた周辺関係者を対象とした説明会の開催、訪問等の方法により開発事業の計画（規則第15条に掲げる事項）を説明します。
- ・①及び②以外（フロー図の③中高層及び①②③以外の開発事業）については、近隣関係者を対象とした説明会の開催、訪問等の方法により開発事業の計画を説明します。（規則第15条に掲げる事項）

④ 開発事業申請(第 26 条)

- ・周知期間及び調査期間を経過した日のいずれか遅い日以降に開発事業申請書を提出します。
- ・提出図書及び部数：提出図書一覧（裏面の上段）を参照してください。正本及び正本の写しをファイルにとじ込み各1部（規則第18条及び別表）
- ・同意書：開発事業者及び土地所有者が相違する場合に限り必要です。（法人・個人の相違も必要です。）

⑤ 第5章に定める施設整備等の基準について、市長その他の施設管理者等との協議

- ・施設整備等の基準について、各担当部署に必要な図書を提出し、協議を行います。
- ・上記④の開発事業申請時に、裏面の＜審査・協議用図書一覧＞に掲げる各課で必要な協議図書を持参してください。受付処理を行った後にお戻しいたしますので、直接協議対象課等へ提出してください。
- ・提出図書及び部数：裏面の＜審査・協議用図書一覧＞を参照してください。なお、総務部と福祉部については、開発事業申請後に、協議の対象となる場合のみ連絡がありますので、指示された図書を提出してください。

⑥ 工事着手届(第 31 条)

- ・工事を着手したときは、工事着手の日の翌日から起算して7日以内に、工事着手届を提出します。
- ・提出図書及び部数：工事着手届1部（規則第23条）

⑦ 工事完了届(第 33 条)

- ・工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出します。工事完了届が提出された時は、完了検査を行います。基本的に検査は毎週木曜日に行いますが、検査予定日の前週の火曜日までに工事完了届が提出されたものについて行います。
- ・提出図書及び部数：工事完了届1部、工事が完了したことが確認できる2方向以上の写真（規則第24条）※工区分けがある場合は、検査対象工区（区域）が分かる図面（土地利用計画図等）